

弘光科技大學境外學生學雜費分期實施要點

中華民國 114 年 09 月 09 日行政會議訂定通過

第一條

弘光科技大學(以下簡稱本校)為協助經濟不利境外學生（指本校所招收之僑生、外籍生、港澳及大陸地區學生），使能安心就學，得以分期繳款方式繳納學雜費，特訂定本要點。

弘光科技大学（以下「本校」）は、経済的に困難な外国人留学生（本学が受け入れる華僑生、外国人学生、香港・マカオおよび中国大陸出身の学生を指す）が安心して学業に専念できるよう、学費・雑費を分割して納付できる制度を設けるため、本要項を定める。

第二條

本校具正式學籍境外學生有下列情形之一者，得申請學雜費分期繳納：

(一) 因家庭經濟困難且持有證明，無法一次繳清學雜費者。

(二) 特殊因素經系所了解原因後以簽呈經校方同意者。

本校に正式に在籍している外国人留学生で、次のいずれかに該当する者は、学費・雑費の分割納付を申請することが可能である。

(1) 経済的理由により一括納付が困難であり、その証明書類を提出できる者。

(2) 特別な事情があり、学科・専攻での了承を経て大学の承認を得た者。

第三條

本要點適用之分期付款項目為當學期學雜費，不含學生平安保險費、宿舍費(含保證金)、電腦及網路通訊使用費、書籍費及僑生或外籍生健保費等。

本要項による分割納付の対象は当学期の学費および雑費に限り、学生生命及び生活保険料、寮費（保証金を含む）、コンピュータおよびインターネット通信費、書籍代、ならびに華僑生または外国人学生の健康保険料などは含まれない。

第四條

申請人可自行填寫分期付款繳費之時間及金額，至多六期，並以教務處註冊組規定最後繳費日期為限。第一期款項必須繳交至少六分之一分期款項，並應於申請分期時繳交完畢。

申請者は、自ら分割納付の期日および金額を設定することができるが、最大 6 回までとし、最終納付期限は教務登録課が定める日付までとする。第 1 回目の納付金は総額の少なくとも 6 分の 1 以上とし、申請時に納付を完了しなければならない。

第五條

當學期分期款項未繳清者，總務處納管組將提供未繳清名單予教務處課務組，依本校「弘光科技大學學生選課辦法」第 9 條規定，針對未繳費科目逕行註銷退選，並不得申請次學期分期繳納學雜費。

當學期內に分割納付金を完納しなかった場合、総務処理会計課は未納者名簿を教務課に提出するものとする。本学の「学生履修規定」第 9 条に基づき、未納の科目は自動的に削除され、次学期における分割納付の申請は認められない。

第六條

申請人應於每學期開學後一週內至國際處填寫承諾書，經班導師簽名後送系所彙整，以簽呈方式經學校核准後執行。

申請者は、各学期の開講後 1 週間以内に国際事務所にて誓約書を記入し、担任教員の署名を受けたうえで学科に提出し、大学の承認を経て実施するものとする。

第七條

二年制副學士海外青年技術訓練班、四年制產學合作學士海外青年技術訓練班學生每學期獲僑務委員會學費補助者，將優先抵扣分期欠繳款項後，始匯入學生個人帳戶。

2 年制副学士「海外青年技術訓練プログラム」および 4 年制学士「産学連携海外青年技術訓練プログラム」に在籍し、華僑委員会から学費補助を受ける学生については、分割未納金を優先的に差し引いた後に、残額が学生の個人口座に振り込まれるものとする。

第八條

境外學生如有獲得政府或校內之各類獎、助學金，須於承諾書同意優先扣抵分期欠繳款項。

外国人留学生在が政府または本学から奨学金・助成金を受け取る場合、誓約書において、当該金額を分割未納金の返済に優先的に充てること同意しなければならない。

第九條

本要點經行政會議通過，陳請校長核定公告後施行。

本要項は行政会議の承認を経て、学長の決裁および公告後に施行する。